

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

香川県教育委員会

**香川県教育委員会規則第7号**

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則（昭和39年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 略</p>          <p>第5条 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条の2 略</p>	<p><u>第2条の2</u> 略</p> <p>(職員)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p><u>第3条の2</u> 香川県立三豊体育館に、次の職員を置く。</p> <p>(1) <u>館長</u></p> <p>(2) <u>次長</u></p> <p>(3) <u>主任体育主事</u></p> <p>(4) <u>主任</u></p> <p>(5) <u>体育主事</u></p> <p>(6) <u>その他の職員</u></p> <p><u>第4条</u> 香川県立大川体育館に、次の職員を置く。</p> <p>(1) <u>館長</u></p> <p>(2) <u>次長</u></p> <p>(3) <u>主任体育主事</u></p> <p>(4) <u>主任</u></p> <p>(5) <u>体育主事</u></p> <p>(6) <u>その他の職員</u></p> <p>第5条 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第8条の2 スポーツ施設の利用時間は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p>

- (1) 略  
(2) 香川県立武道館 午前9時から午後9時（日曜日、月曜日及び休日  
にあつては、午後5時）まで

(3) 略  
2 略

(利用の許可を要する施設)  
第9条 略

(1) 略

(2)・(3) 略

(指定管理者による管理の基準等)  
第19条 略  
2・3 略  
4 略

(1) 香川県立体育館 第4条

(2) 略

(3) 香川県立総合水泳プール 第3条及び第7条  
5 略

(利用料金)

- (1) 略  
(2) 香川県立三豊体育館及び香川県立武道館 午前9時から午後9時（  
日曜日、月曜日及び休日にあつては、午後5時）まで  
(3) 香川県立大川体育館 午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあ  
つては、午後5時）まで

(4) 略  
2 略

(利用の許可を要する施設)  
第9条 スポーツ施設のうち条例第4条（条例第6条第8項後段において読  
み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、  
次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とす  
る。

(1) 略  
(2) 香川県立三豊体育館 競技場、柔道場、剣道場、卓球場及びトレ  
ニングルーム（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに  
会議室

(3) 香川県立大川体育館 第1競技場、第2競技場及びトレーニング  
ーム（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに大会議室  
及び小会議室

(4)・(5) 略

(指定管理者による管理の基準等)  
第19条 略  
2・3 略  
4 次の各号に掲げるスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとし  
た場合は、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 香川県立体育館 第3条

(2) 香川県立三豊体育館 第3条の2

(3) 香川県立大川体育館 第4条

(4) 略

(5) 香川県立総合水泳プール 第2条の2及び第7条  
5 略

(利用料金)

第20条 略

(1) 略

(2) 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設備及び器具 別表第1の2の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）

(3) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の3の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

第20条 条例別表の規定に基づき、教育委員会規則で定めるスポーツ施設の利用料金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 香川県立三豊体育館の柔道場、剣道場、卓球場、トレーニングルーム並びに附属設備及び器具並びに会議室の冷暖房使用料 別表第1の2の(2)から(6)までの表に定める使用料の額（柔道場、剣道場、卓球場及びトレーニングルームの個人使用にあつては、それぞれ1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）

(3) 香川県立大川体育館の第2競技場（専用使用でない場合に限る。）、トレーニングルーム並びに附属設備及び器具並びに第2競技場及び会議室の冷暖房使用料 別表第1の3の(2)のイ及び(3)から(5)までの表に定める使用料の額（トレーニングルームの個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）

(4) 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設備及び器具 別表第1の4の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用にあつては、1人につき1回を単位とする使用料の額に限る。）

(5) 香川県立総合水泳プールの附属設備及び器具並びに会議室及び記録室の冷暖房使用料 別表第1の5の(3)及び(4)の表に定める使用料の額

別表第1 (第13条、第20条関係)

1 略

別表第1 (第13条、第20条関係)

1 略

2 香川県立三豊体育館使用料

(1) 競技場を利用する場合

利用区分		9.00 ～ 13.00		13.00 ～ 17.00		9.00 ～ 17.00		9.00 ～ 21.00		9.00～17.00 において分割 して利用する 場合1時間につ き		17.00～21.00 において分割 して利用する 場合1時間につ き		9.00前又は 21.00後にお いて利用する 場合1時間につ き	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全面利用 の場合	アマチュ アスポー ツの場合	入場料を 徴収する 場合	17,220	18,660	31,110	31,110	43,560	62,220	6,540	8,970	8,970				
		入場料を 徴収しな い場合	5,740	6,220	10,370	10,370	14,520	20,740	2,180	2,990	2,990				
	アマチュ アスポー ツ以外の 場合	入場料を 徴収する 場合	68,880	74,640	124,440	124,440	174,240	248,880	26,160	35,880	35,880				
		入場料を 徴収しな い場合	17,220	18,660	31,110	31,110	43,560	62,220	6,540	8,970	8,970				
片面利用 の場合	アマチュ アスポー ツの場合	入場料を 徴収しな い場合	1時間につき		1,500	750									1,500
	アマチュ アスポー ツ以外の 場合	入場料を 徴収しな い場合	1時間につき		4,500	2,250									4,500

(2) 柔道場又は剣道場を利用する場合

利用区分	専用使用	個人使用						
		一般			生徒及び児童			
単位	1時間につき	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	
使用料の額	820円	80円	480円	1,200円	60円	360円	900円	

(3) 卓球場を利用する場合

利用区分	専用使用	個人使用						
		一般			生徒及び児童			
単位	1時間につき	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	
使用料の額	1,750円	170円	1,020円	2,550円	130円	780円	1,950円	

(4) トレーニングルームを利用する場合

利用区分	専用使用	個人使用						
		一般			生徒			
単位	1時間につき	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	
使用料の額	750円	70円	560円	1,400円	50円	400円	1,000円	

(5) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	放送設備	電光掲示板	シャワー (温水)	湯沸設備	フロアシート
単位	1式1回	1式1回	1回1時間	1回1時間	1枚1回
使用料の額	2,880円	1,720円	1,720円	630円	210円

(6) 会議室の冷暖房を利用する場合

利用区分	会議室の冷房	会議室の暖房
単位	1時間	1時間
使用料の額	370円	330円

### 3 香川県立大川体育館使用料

(1) 第1競技場を利用する場合

利用区分	時間	時間									
		9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 21.00	9.00 ～ 17.00	13.00 ～ 21.00	9.00 ～ 21.00	9.00～17.00 において分割 して利用する 場合1時間につ き	17.00～21.00 において分割 して利用する 場合1時間につ き	9.00前又は 21.00後にお いて利用する 場合1時間につ き	
全面利用 の場合	アマチュ アスポー ツの場合	入場料を 徴収する 場合	円 17,220	円 18,660	円 31,110	円 31,110	円 43,560	円 62,220	円 6,540	円 8,970	円 8,970
		入場料を 徴収しな い場合	5,740	6,220	10,370	10,370	14,520	20,740	2,180	2,990	2,990
	アマチュ アスポー ツ以外 の場合	入場料を 徴収する 場合	68,880	74,640	124,440	124,440	174,240	248,880	26,160	35,860	35,860
		入場料を 徴収しな い場合	17,220	18,660	31,110	31,110	43,560	62,220	6,540	8,970	8,970
半面利用 の場合	アマチュ アスポー ツの場合	1時間につき		1,500	750					1,500	
	アマチュ アスポー ツ以外 の場合	1時間につき		4,500	2,250					4,500	

(2) 第2競技場を利用する場合

ア 専用使用の場合

利用区分	時間	時間									
		9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 21.00	9.00 ～ 17.00	13.00 ～ 21.00	9.00 ～ 21.00	9.00～17.00 において分割 して利用する 場合1時間につ き	17.00～21.00 において分割 して利用する 場合1時間につ き	9.00前又は 21.00後にお いて利用する 場合1時間につ き	
アマチュ アスポー ツの 場合	入場料を 徴収する 場合	円 3,420	円 3,720	円 6,210	円 6,210	円 8,700	円 12,420	円 1,290	円 1,770	円 1,770	
	入場料を 徴収しな い場合	1,140	1,240	2,070	2,070	2,900	4,140	430	590	590	
アマチュ アスポー ツ 以外 の 場合	入場料を 徴収する 場合	18,660	14,860	24,840	24,840	34,800	49,680	5,160	7,080	7,080	
	入場料を 徴収しな い場合	3,420	3,720	6,210	6,210	8,700	12,420	1,290	1,770	1,770	

イ 専用使用でない場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	1人につき1回	170円
生徒及び児童	1人につき1回	120円

(3) トレーニングルームを利用する場合

利用区分	専用使用	個人使用					
		一般	学生	生徒	生徒	生徒	
単位	1時間につき	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月
使用料の額	750円	70円	560円	1,400円	50円	400円	1,000円

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	放送設備	簡易放送設備	電光掲示板	移動ステージ	シャワー		湯沸設備	フロアーシート
					温水	その他のシャワー		
単位	1式1回	1式1回	1式1回	1台1回	1回3分間	1回1時間	1回1時間	1枚1回
使用料の額	2,860円	1,440円	1,720円	540円	100円	1,720円	630円	210円

(5) 第2競技場又は会議室の冷暖房を利用する場合

利用区分	第2競技場の冷房		会議室の冷房		会議室の暖房	
	第2競技場の冷房	第2競技場の暖房	大会議室	小会議室	大会議室	小会議室
単位	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間
使用料の額	1,110円	990円	370円	120円	330円	110円

2・3 略

別表第2（第14条関係）

施 設 名	
香 川 県 立 体 育 館	略
香 川 県 立 武 道 館	略
略	

別表第3（第14条関係）

施 設 名	
香 川 県 立 体 育 館	略
香 川 県 立 武 道 館	略
略	

4・5 略

別表第2（第14条関係）

施 設 名	
香 川 県 立 体 育 館	略
香 川 県 立 三 豊 体 育 館	競 技 場
香 川 県 立 大 川 体 育 館	第1競技場及び第2競技場
香 川 県 立 武 道 館	略
略	

別表第3（第14条関係）

施 設 名	
香 川 県 立 体 育 館	略
香 川 県 立 三 豊 体 育 館	柔 道 場 及 び 剣 道 場
	卓 球 場
	会 議 室
	ト レ ー ニ ン グ ル ーム
香 川 県 立 大 川 体 育 館	ト レ ー ニ ン グ ル ーム
	大 会 議 室 及 び 小 会 議 室
香 川 県 立 武 道 館	略
略	

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正）
- 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保健体育課の分掌事務） 第7条 略 （1）～（9） 略	（保健体育課の分掌事務） 第7条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） 略

(10) 香川県立体育館、香川県立武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関すること。

(11) 略

(10) 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関すること。

(11) 略